

所沢市国土強靱化地域計画～概要～

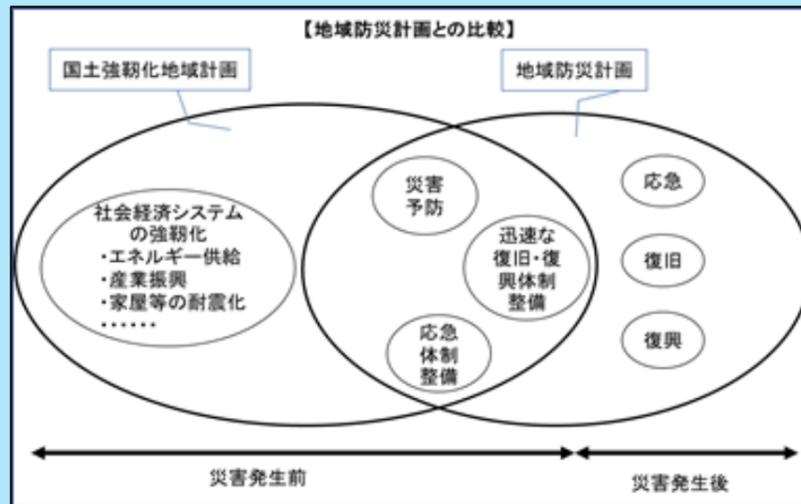
1 「所沢市国土強靱化地域計画」策定の趣旨及び考え方

- ◆国…平成 25 (2013) 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・現在等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 (2014) 年 6 月に「国土強靱化基本計画」を策定。
- ◆埼玉県…平成 29 (2017) 年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画」を策定。
- ◆所沢市…令和 4 (2022) 年 3 月に「所沢市国土強靱化地域計画 (以下「本計画」)」を策定予定。
 - ・大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安心・安全を守るよう備えることを目的とする。
 - ・地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる基本的な計画であるため、本市における様々な分野の計画等の強靱化に係る指針とする。

2 地域防災計画との違い

- ◆所沢市地域防災計画…平成 30 (2018) 年 2 月改定。所沢市の防災に関して行う事務や業務の基本的なことを定め、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的とする。

- ◆本計画と地域防災計画との違い…地域防災計画は、基本的に地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」を取りまとめるものであり、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられている。一方、本計画は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんなことが起ころうとも起きてはならない事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に創り上げていくことを主旨とするものである。



3 対応策

【基本目標】

本市の強靱化のための基本的な考え方。これを達成するために以下の流れで対応策を策定

【事前に備える目標】

基本目標をもとに大規模自然災害を想定し、より具体化した事前に備える目標を設定。



【「起きてはならない事態」の設定】

事前に備える目標ごとに「起きてはならない事態」の設定。



【脆弱性の評価・対応策】

各起きてはならない事態に対して市の脆弱性を評価し、その対応策を設定。

4 本計画の構成

第1章 はじめに

策定の趣旨や考え方など、本計画の策定の基本的な考え方や進捗管理等について記載。

- ◆計画期間…計画期間は定めず、概ね5年ごとに見直す。但し、アクションプランについては、4年計画として毎年度見直す。

- ◆進捗状況の把握…「行動指標」を設定し、PDCA サイクルに基づき行う。

第2章 所沢市の地域特性

本市の地形や気象などの自然条件、人口や産業、交通などの地域特性について、各個別計画等を参考に記載。

第3章 想定される被害

本市における過去に被害をもたらした災害(地震、台風等)について記載。さらに、想定地震による被害状況等の予想結果を記載。

第4章 本計画の基本的な考え方

本市の強靱化のための基本的な考え方、及び大規模自然災害に対してより具体化した「事前に備える目標(行動目標)」を設定。

- ◆基本的な考え方…①市民の生命を最大限守る ②市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減する ③地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減する ④迅速な復旧・復興を可能とする備えをする

- ◆事前に備える目標(行動目標)…4つの基本的な考え方をもとに大規模自然災害を想定し、より具体化した事前に備える9項目の目標を設定。

第5章 脆弱性評価の結果と対応方策

「起きてはならない事態」及びその発生回避等に向けた評価と国土強靱化への対応方策について記載。

第6章 施策上の位置づけ

施策分野(第6次所沢市総合計画のまちづくりの目標)との関係について記載。

お問い合わせ

所沢市危機管理室

電話 04-2998-9399

Email a9399@city.tokorozawa.lg.jp